

## 第VI章 1. 掛金返戻

入金済みの掛金対象年月の掛金が誤って多く拠出されていたことが判明した場合、また、資格喪失や拠出中断の手続きが遅れた為、拠出する必要のない月の掛金を拠出していたことが判明した場合、掛金の返戻処理を行うこととなります。手続き手順としては、加入者の個人別管理資産(加入者の持分)を取り崩し、現金化したうえで事業主の口座へ送金します。

### (1)事業主が掛金を計算する場合

#### ①概要

弊社及びNRKでは返戻すべき掛金額が把握できない為、事業主は加入者ごとの掛金返戻額を連絡する必要があります。

弊社及びNRKは、事業主から提出された「掛金返戻額通知書(ID 30006)」を登録し、資産処分の処理、掛金返戻額の事業主宛送金処理を行います。

**ただし、遡及(掛金の入金処理終了後)で資格喪失、拠出中断、拠出限度種別変更の手続きを行った場合には、自動的に掛金返戻処理が行われますので、「掛金返戻額通知書(ID 30006)」の提出は不要です。**

#### 【掛金返戻発生原因および処理】

原因	必要な手続き	返戻処理	返戻額
資格喪失の手続きもれ	資格喪失の手続き	自動処理	全額返戻
拠出中断の手続きもれ	拠出中断の手続き	自動処理	全額返戻
拠出金額の誤り (正当な掛金額より過大)	—	「掛金返戻額通知書」 (ID 30006)	一部返戻
加入者拠出限度種別変更もれ (他制度加入に伴い掛金額が下がった場合等)	拠出限度種別変更の手続き	自動処理	一部返戻

#### 【掛金返戻となる例(参考)】

##### <自動処理されるケース>

- ・ 加入資格喪失日:6月30日
- ・ 三井住友信託 DC サポーター (NRKWEB 事務システム)での、加入者資格喪失データの送信:9月5日

6月・7月度の掛金は既に拠出されていた場合

→ 6月・7月度の掛金は本来払込まれてはならないものなので、6月・7月度の拠出合計額が事業主へ返戻されます。

<「掛金返戻額通知書」を使用するケース>

- ・ 掛金額変更:7月
- ・ 「掛金返戻額通知書(ID 30006)」の提出:9月5日

7月度の事業主掛金を15,000円、加入者掛金を10,000円で入金したが、正しくは事業主掛金は13,000円、加入者掛金額は7,000円だった場合

→ 「掛金返戻額通知書(ID 30006)」に事業主掛金額2,000円、加入者掛金額3,000円と記入して提出します。

## ②自動処理の場合の事務手続きの流れ

事業主は、該当加入者に対し、誤って過拠出してしまったため、個人別管理資産が売却され、事業主に過拠出分が返金される旨を説明・了解のうえ、必要な異動の手続きを行います。

- ・ 資格喪失の手続き（「第IV章 2-9. 資格喪失」を参照してください。）
- ・ 拠出中断の手続き（「第IV章 2-7. 拠出中断・再開」を参照してください。）
- ・ 拠出限度種別変更の手続き（「第IV章 2-5. 給与ポイント更改」を参照してください。）

 返戻処理は、上記の手続きを受けて、自動的に行われます。

## ③「掛金返戻額通知書」を使用する場合の事務手続きの流れ

事業主は、該当加入者に対し、誤って過拠出してしまったため、個人別管理資産が売却され、事業主に過拠出分が返金される旨を説明・了解のうえ、「掛金返戻額通知書(ID 30006)」の記入、書類の送付を行います。

次ページの帳票見本の赤太枠内の記入・押印をし、「企業型送付状(ID 40028)」とあわせて、弊社宛に送付してください。（帳票の送付方法、「企業型送付状(ID 40028)」の記入方法については、「第I章 4. 帳票送付」を参照してください。）

### ポイント

掛金返戻の為の商品の売却順は、プランごとに定められています。詳細は、プランのポイントを確認してください。



**(2)NRKが掛金を計算する場合**

①概要

加入者の遡及異動処理(加入者資格喪失、抛出中断、給与ポイント更改、加入者掛金基礎情報更改)に基づいて、NRKが自動で掛金返戻処理を行います。

【掛金返戻発生原因および処理】

原因	必要な手続き	返戻処理	返戻額
資格喪失の手続きもれ	資格喪失の手続き	全て自動処理	全額返戻
抛出中断の手続きもれ	抛出中断の手続き		全額返戻
給与・ポイント更改もれ (前回より下がった場合のみ)	給与ポイント更改の手続き		一部返戻
加入者掛金額基礎情報更改もれ (前回より下がった場合のみ)	加入者掛金基礎情報更改の 手続き		一部返戻
加入者抛出限度種別変更もれ (他制度加入に伴い掛金額が下が った場合等)	給与ポイント更改の手続き		一部返戻

【掛金返戻となる例(参考)】

- ・ 給与ポイント更改月:7月
- ・ 三井住友信託 DC サポーター(NRKWEB 事務システム)での、給与ポイント更改データの送信:9月5日  
7月度の掛金を15,000円で入金したが、正しくは13,000円だった場合。  
→給与ポイント更改手続きに基づいて、自動的に2,000円が事業主に返戻されます。

②事務手続きの流れ

事業主は、該当加入者に対し、誤って過抛出してしまったため、個人別管理資産が売却され、事業主に過抛出分が返金される旨を説明・了解のうえ、必要な異動の手続きを行います。

- ・ 資格喪失の手続き(「第IV章 2-9. 資格喪失」を参照してください。)
- ・ 抛出中断の手続き(「第IV章 2-7. 抛出中断・再開」を参照してください。)
- ・ 給与ポイント更改の手続き(「第IV章 2-5. 給与ポイント更改」を参照してください。)
- ・ 加入者掛金基礎情報更改の手続き(「第IV章 2-6. 加入者掛金基礎情報更改」を参照してください。)

 返戻処理は、上記の手続きを受けて、自動的に行われます。

**(3)掛金返戻の手続きの期限**

事態判明後、加入者への説明が出来次第、随時手続きを行ってください。

## 注意

## マッチング拠出を導入している場合の掛金返戻手続きの注意点

## ＜加入者掛金の返戻について＞

- ・加入者掛金の返戻が発生した場合、返戻金は事業主指定の口座へ送金されますので、社内で加入者へ加入者掛金の返戻処理を行ってください。
- ・返戻される加入者掛金返戻額は、所得税法に定める小規模共済等掛金控除の対象となりません。控除証明書等をすでに発行している場合は、再発行が必要な場合があります。また、すでに確定申告済の場合には、加入者が修正申告を行う必要があります。

## ＜掛金返戻時に個人別管理資産額が入金済の掛金累計額を下回っている場合＞

実際に返戻される事業主掛金・加入者掛金のそれぞれの返戻金額の上限額は、掛金累計額を事業主掛金・加入者掛金それぞれの累計額で按分した金額になります。

【例】・入金済の事業主掛金額: 10,000円

- ・入金済の加入者掛金額: 5,000円
- ・掛金返戻時の個人別管理資産額: 12,000円

→事業主掛金は8,000円(12,000円×10,000円/(10,000円+5,000円)まで返戻することができます、加入者掛金額は4,000円(12,000円-8,000円)まで返戻することができます。

## ＜複数の遡及の異動手続きを行う場合＞

入金済の掛金対象年月に対し、以下の異動のうち、複数の遡及の異動手続きを行う場合には、弊社に事前連絡のうえ、必ず同時に手続きを行ってください。

同時に手続きを行わなかった場合には、掛金返戻額の振込が2回に別れる可能性や、誤った金額の返戻が発生する可能性があります。

- ・給与・ポイント更改
- ・加入者拠出限度額種別変更(他制度加入状況の登録に伴う拠出限度種別の変更を含む)
- ・加入者掛金基礎情報更改

## 【例1】

事業主掛金20,000円、加入者掛金20,000円で既に入金済みの4月度掛金に対し、6月26日に「4月の適用年月」で、加入者掛金基礎情報を15,000円に変更し、7月1日に「4月の適用年月」で、給与・ポイントを10,000円に変更した場合、

→まず6月26日の加入者掛金基礎情報更改に伴い、加入者掛金を5,000円返戻した後に、7月1日の給与・ポイント更改に伴い、事業主掛金10,000円、加入者掛金5,000円が返戻されます。

(加入者掛金額15,000円が、事業主掛金額10,000円を超えているため、超過分の加入者掛金5,000円も返戻されることになります。)

つまり、個人別管理資産の取り崩しが2回に別れ、その結果、振込も2回に別れる可能性があります。

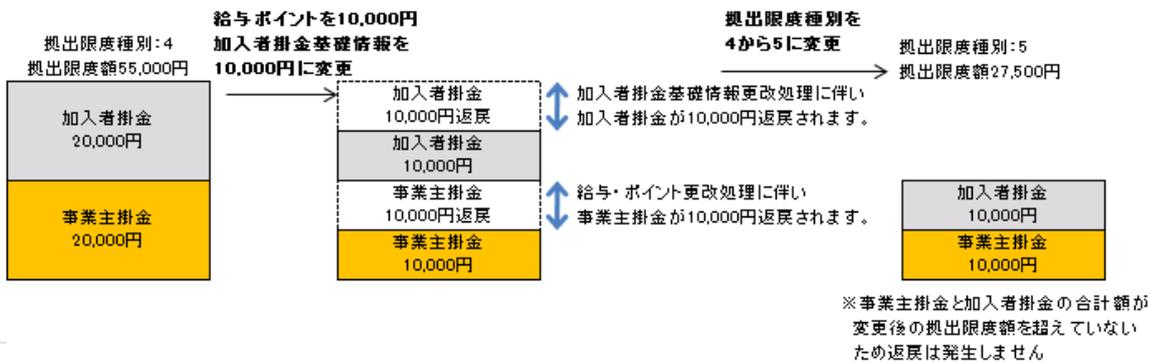
**注意**

**【例2】**

拠出限度額種別4(拠出限度額55,000円)の加入者に対して、事業主掛金20,000円、加入者掛金20,000円で既に入金済の4月度掛金が、正しくは拠出限度額種別5(拠出限度額27,500円)で、事業主掛金10,000円、加入者掛金10,000円であった場合

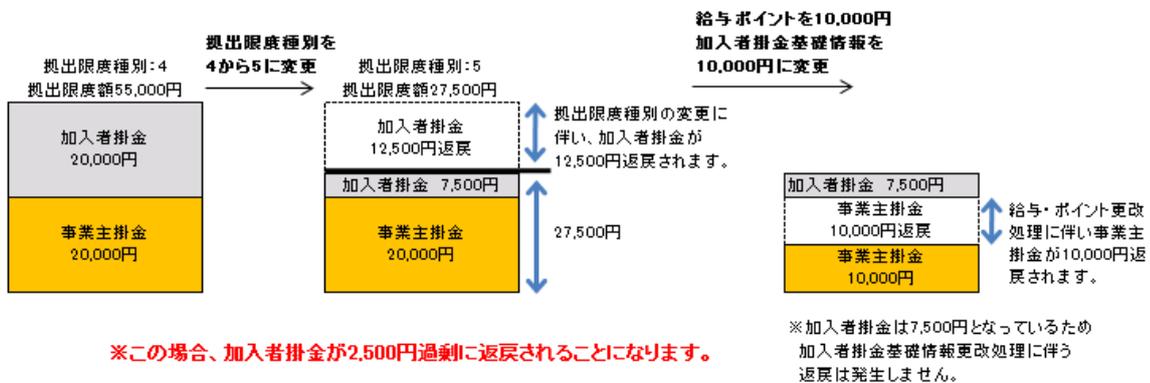
① 給与・ポイント更改、加入者掛金基礎情報更改を先に処理した場合

6月26日に「4月の適用年月」で給与・ポイントを10,000円、加入者掛金を10,000円に変更し、7月1日に「4月の適用年月」で拠出限度種別変更の手続きを行うと、6月26日に行った給与・ポイント更改処理、加入者掛金基礎情報更改処理に伴い、事業主掛金10,000円、加入者掛金10,000円が返戻されます。7月1日の拠出限度種別変更に伴う掛金返戻は発生しません。詳細については、下記の図を参照してください。



② 拠出限度種別の変更を先に処理した場合

6月26日に「4月の適用年月」で拠出限度種別変更の手続きを行い、7月1日に「4月の適用年月」で、給与・ポイントを10,000円、加入者掛金を10,000円に変更すると、まず6月26日の拠出限度種別変更に伴い、掛金返戻処理が発生します。事業主掛金と加入者掛金の合計額が拠出限度額を超える場合は、合計額は拠出限度額になるまで加入者掛金、事業主掛金の順で返戻されます。そのため、この場合は加入者掛金額が12,500円返戻されます。つまり、加入者掛金が2,500円過剰に返戻され、4月分の加入者掛金は7,500円の拠出となります。その後、7月1日の給与・ポイント更改に伴い、事業主掛金が10,000円返戻されます。加入者掛金基礎情報更改に伴う掛金返戻は発生しません。詳細については、下記の図を参照してください。



**(4)還元帳票について**

NRKで登録手続きが完了すると、その手続き結果について、以下の帳票が届きますので、確認してください。

**①「掛金返戻額のお知らせ(ID LPBC0037)」**

掛金返戻登録完了後に、当該加入者の個人資産の一部売却が開始されます。その際、NRKでは、「掛金返戻額のお知らせ(ID LPBC0037)」を作成し、事業主に送付します。(加入者の遡及処理がNRKに到着してから1週間程度で事業主へ送付します。)

「掛金返戻額のお知らせ(ID LPBC0037)」を受領したら、記載されている加入者ごとの異動事由やその対象となる掛金対象年月および返戻額を確認してください。

**②「掛金返戻振込のお知らせ(ID LPBE0023)」**

資産処分された掛金返戻額は、事業主単位でまとめて月初に第一営業日に事業主指定の口座へ送金します。NRKは、振込日・振込金額等の情報を記載した「掛金返戻振込のお知らせ(ID LPBE0023)」を事業主へ送付します。

**注意**

- ・加入者の遡及異動処理を行うと、自動で返戻されてしまうので、適用年月には十分注意してください。  
なお、遡及で資格喪失の処理をした際、すでに資格喪失日から6ヶ月が経過している場合、すぐに自動移換の処理が行われてしまいますので注意してください。これに該当する加入資格喪失者がいる場合は、事前に弊社まで相談してください。